

# 第137回香川県都市計画審議会議事録

日時：平成31年2月13日（水）

午後2時00分から午後3時00分

場所：ルポール讃岐 大ホール

## 第137回香川県都市計画審議会議事録

### 1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年2月13日(水) 午後2時00分から午後3時00分

(2) 場 所 ルポール讃岐 大ホール

### 2. 出席委員の氏名

#### (1) 委 員

##### 1号委員

北村 亜矢子、岩崎 敬子、田村 照栄、白木 渡

##### 2号委員

大浦 久宜(代理 渡邊 貴康)、平井 秀輝(代理 檜田 幸伸)

##### 4号委員

香川 芳文、高城 宗幸、三野 康祐

以上 9名

### 3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

### 4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、議長が会議を公開で行うことを確認する。

### 5. 議事録署名人指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が田村委員と香川委員を議事録署名人に指名する。

## 6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、会長が他の委員一同の同意を得て、参考人として高松市、坂出市、丸亀市の職員が出席することを認める。

## 7. 議案第1号及び議案第2号

○議案第1号 高松広域都市計画道路の変更について

○議案第2号 坂出都市計画道路の変更について

事務局が一括して、付議の内容、計画案作成の経緯等について説明した後、質疑応答に入る。

(三野委員)

この都市計画道路の変更については賛成である。ただし、これから都市計画決定され、基本計画を実施する際に注意していただきたい点を申し上げる。

五色台トンネルの高松市側には、海側に大きく湾曲している箇所があり、そこに市道が接続している。ここは非常に見通しが悪く、無料化によって交通量も増えたことから、現在は右折車線を設置していただいている。この区間を4車線化することで市道への右折がさらに危険になると思われる。この市道との交差点において、信号処理は無理だとしても、視距なども含めて地元と協議し、十分に交通安全に配慮して進めていただきたいという要望をさせていただく。

(事務局)

ご要望をお伺いしたので、道路管理者にお伝えする。

(高城委員)

私も、都市計画道路の変更については基本的に賛成である。しかし、過去には歩道を設置する計画がなかった区間に新たに歩道を設置する場合、追加の用地買収が必要となることに加え、トンネルの全幅が広がるなど、それだけ建設費用に差が出てくると思うが、歩道設置に関する考え方をお聞かせいただきたい。

(事務局)

現在供用しているトンネルは、道路の維持管理用に約1メートルの監査歩廊があるのみである。当初の有料道路時には、有料区間であったことから自動車、バイク、自転車等の供用しか想定していなかったが、無料化により歩行者も通行するようになった。しかしながら、路肩も狭く、トンネル内は速度が出やすい環境でもあるため、危険な状況である。そのような状況を解消するため、新たに歩道を設置するものである。

(香川委員)

今回、設けるのは歩道、自歩道のどちらであるか。

(事務局)

幅員2メートルの歩道であり、基本的に自転車は路肩を走行していただくようになる。ただし、自転車で路肩を走行することが危険である場合は、歩道部分を通行することができるため、自転車も通行していただくと考えている。

その他質疑はなく、議案第1号及び議案第2号について、それぞれ全員一致により、原案のとおり可決される。

## 8. 議案第3号

### ○議案第3号 中讃広域都市計画公園の変更について

事務局が付議の内容、計画案作成の経緯等について説明した後、質疑応答に入る。

(香川委員)

今回の都市計画公園の変更については賛成である。

丸亀市の担当者にお伺いしたいが、この運動公園の競技場から北へ抜ける市道の整備について、その進捗状況を教えていただきたい。

(丸亀市)

ご質問の市道である原田金倉線は、一部の居住にかかる家等において用地買収ができておらず、全線開通に至っていない状況であり、その取得に向け鋭意努力しているところである。

(白木会長)

追加区域の利用目的として3点挙げているが、主な目的としては、1つめの市民のスポーツ振興やレクリエーション活動に対応するものとなるのか。

(丸亀市)

1 番利用が多いのが 1 つめの目的であり、小さい子供からお年寄りの方まで、ソフトボールやサッカーなど、土のままでも気軽に利用できる場としたい。ただ、丸亀ハーフマラソンや平成 3 4 年のインターハイのような全国規模の大会を迎えるにあたり、駐車場が全く足りないという状況であるため、そのような大規模な大会の際は駐車場として利用する。

また、災害時には物資の荷捌き場等として利用したいと考えている。このような 3 つの目的で有効活用したいと考えている。

その他質疑はなく、全員一致により、原案のとおり可決される。

## 9. 議案第 4 号

### ○議案第 4 号 建築基準法第 2 2 条第 1 項の区域指定について

事務局が諮問の理由、建築基準法第 2 2 条第 1 項の内容、スケジュール等について説明した後、質疑応答に入るが、特に質疑はなく、全員一致により、原案のとおり区域指定することに異存なしと決する。

— 審 議 終 了 —

以上のとおり相違ありません。

議事録署名人

---

---

---